

交代制勤務における労働時間および勤務編成の基準（最低基準）

週労働時間	・交代制勤務による週労働時間は、通常週において40時間を限度とし、その平均算出期間は2週間とする。
時間外労働	・時間外労働は原則として禁止し、あらかじめ予測できない臨時的理由にもとづくものに限られ、年間150時間程度以下とすべきである。
深夜の範囲	・深夜業に算入する時間は、現行の22時から5時までの規定をさらに拡張し、21時から6時まで当面の目標として再検討すべきである。
深夜を含む労働時間の長さ	・深夜業を含む労働時間は、1日につき8時間を限度とする。ただし、作業負担が身体的および精神神経的に軽度な断続的業務に関しては、拘束12時間まで延長することができるものとするが、その場合にはこの勤務が連続しないようにする。
休憩	・作業の性質に応じて、一連続作業時間と休憩を適切なものとする。食事休憩時間は、十分な食後休憩がとられるよう少なくとも45分以上を確保しなければならない。
仮眠	・深夜業を含む勤務では、勤務時間内の仮眠休養時間を、拘束8時間について少なくとも連続2時間以上確保することがのぞましい。
連続夜勤	・深夜勤務は原則として毎回1晩のみにとどめるようにし、やむをえない場合も2～3夜の連続にとどめるべきである。ただし、身体的もしくは精神的に負担の著しい勤務にあっては、深夜勤務の連続を禁じなければならない。
勤務間隔	・各勤務間の間隔時間は原則として16時間以上とし、12時間以下となることは厳に避けなければならない。やむをえず16時間以下となるときも、連日にわたらないようにする。
夜勤後間隔	・深夜勤務後には24時間以上の勤務間隔をおき、できるだけ夜勤明けの日のつぎに休日が続くようにする。
深夜回数	・月間の深夜業を含む勤務回数は8回以下とすべきである。規則的な連続操業3交代制におけるごとく、本来の深夜勤務のほか、深夜業時間帯の当初を一部含む夕勤などの勤務が並存する場合は、主として深夜業からなら勤務の月間回数を8回以下としたうえで、上記基準への移行をはかるものとする。
休日数	・年次有給休暇を除く年間休日数は、平均週休2日に国民の祝祭日を加えた日数を常日勤者にみに確保する。各休日は一暦日を含む連続36時間以上、休日2日は連続60時間以上とする。
休日間隔	・休日から休日までの間隔は最大7日以内とする。
余暇配分	・交代周期内で休日を含めた余暇配分が一部に偏ることは避けなければならない。
年次有給休暇	・年次有給休暇日数は、交代制勤務に配置される初年度から年間4週間相当以上とする。その完全な取得がはかられるよう、また欠勤者の生じたための連勤が避けられるよう、適正な数の予備要員の配置が義務づけられていなければならない。
週末休日	・週末に該当する休日日数の増加をはかり、とくに週末休日が連休となる回数を増やすことがのぞましい。
弾力性	・融通性ある交代制勤務の導入につとめるべきである。とくに、各人の休養、保健、その他生活上の必要に応じて、各勤務ごとの実働時間や夜勤の頻度もしくは連続日数を調整できるように勤務編成上措置することがのぞましい。
交代時刻	・地域の生活条件・通勤条件を考慮した交代時刻の改善や個別の調整をはかる必要がある。